

令和２年度

茅ヶ崎市男女共同参画推進センター
(いこりあ)
事業概要



茅ヶ崎市



「茅ヶ崎市男女共同参画推進センター」は、平成25年4月に「茅ヶ崎市女性センター」から名称変更することに伴い愛称を募集し、イコールな場所を意味する造語である「いこりあ」に決定しました。

★理由★

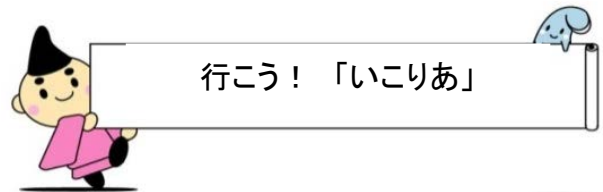
イコール equal（英語：同一であること）に場所を表す接尾語（接尾辞）の-ia を付したものです。

★応募者からのメッセージ★

この愛称が市民の皆さんに広く知られて、男女が互いにいつそう尊重しあい、あらゆる分野に共同で参画する意義を再認識され、またセンターがいきいきとした男女共同参画社会の実現の拠点として発展されることを願っております。

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かちあい、性別にかかわらずその個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざし、「茅ヶ崎市男女共同参画推進センターいこりあ」を活動拠点として、より一層暮らしやすい社会の実現に向けて取り組んでいきます。

えぼし麻呂とミーナ



目 次

1	茅ヶ崎市男女共同参画推進センターの歩み	1
2	施設の概要	2
	（1）設置目的	2
	（2）所在地	2
	（3）床面積・貸出面積	2
	（4）概要	2
	（5）配置図	2
	（6）開館日時	3
3	施設管理事業	3
	（1）建物管理業務	3
	（2）各種サービス	3
	（3）施設の利用状況	4
	（4）利用状況の推移	4
	（5）会議室を利用できる方	5
	（6）利用者の登録について	5
	（7）利用申請手続き	5
	（8）新型コロナウイルス感染症対策	6
4	令和2年度実施事業	6
	（1）第2次ちがさき男女共同参画推進プラン 基本目標と目標	6
	（2）託児サポーター事業	7
	（3）男女共同参画課における事業数、受講者及び託児数の推移	7
	（4）事業内容（女性に対する暴力をなくす運動）	8
	（5）事業内容（男女共同参画推進事業）	9
	（6）令和元年度情報コーナーに新たに加わった図書リスト	12
	（7）情報紙の発行	12
5	相談事業	13
	（1）設置目的	13
	（2）相談内容	13
	（3）相談実績	14
6	茅ヶ崎市男女共同参画推進センター登録団体	15

	(1) 国際ソロプチミスト茅ヶ崎	15
	(2) 茅ヶ崎市食生活改善推進団体	16
	(3) 茅ヶ崎市母子寡婦福祉会	17
	(4) マザーアース茅ヶ崎	18
	(5) ミクシテ「ちがさき男女平等参画プラン」を推進する会	19
7	茅ヶ崎市男女共同参画推進センター条例（抜粋）	20
8	茅ヶ崎市男女共同参画推進センター 案内図	26

1 茅ヶ崎市の男女共同参画の歩み

女性施策の総合的推進を図るため、昭和61年（1986年）に庁内関係各課で構成する「茅ヶ崎市婦人関係行政推進連絡協議会」（平成8年（1996年）「茅ヶ崎市女性行政推進会議」、平成14年（2002年）「茅ヶ崎市男女共同参画推進会議」に改称）を設置した。

また、市民による茅ヶ崎市婦人問題懇話会の提言を経て、平成3年（1991年）に委員13人で構成する「茅ヶ崎市女性行動計画策定委員会」を設置し、女性に関わる問題を解決するため、平成5年（1993年）に「ちがさき女性プラン」を策定した。

そして、平成5年度（1993年度）から企画部文化室を女性行政の窓口とするとともに、諮問機関として市民で構成する「ちがさき女性プラン推進協議会」を設置した。

平成10年（1998年）に、茅ヶ崎市女性センター（昭和58年（1983年））を現在地に移転、市長室市民活動推進課女性政策担当を茅ヶ崎市女性センター内に設置した。

平成13年（2001年）に「ちがさき男女平等参画プラン」を策定し、その推進、調査研究及び啓発事業の実施に努めてきた。

平成14年（2002年）に企画部男女参画社会課となり、女性の生活上の様々な悩みを相談する窓口として、「女性のための相談室」を同年10月に開設した。

平成17年（2005年）には、新たに4つの重点的に取り組むべき課題等を設定し、「ちがさき男女平等参画プラン」を見直し、改訂を行った。

平成22年度（2010年度）には文化生涯学習部男女共同参画課となり、「ちがさき男女共同参画推進プラン」（平成23年度～27年度）を策定した。

平成24年度（2012年度）に条例改正を行い、平成25年（2013年）4月1日に茅ヶ崎市女性センターを茅ヶ崎市男女共同参画推進センター（愛称：いこりあ）（以下、「男女共同参画推進センター」という。）と改称した。

平成27年（2015年）には、更なる男女共同参画社会の形成の推進に向けて「第2次ちがさき男女共同参画推進プラン」（平成28年度～32年度）を策定した。

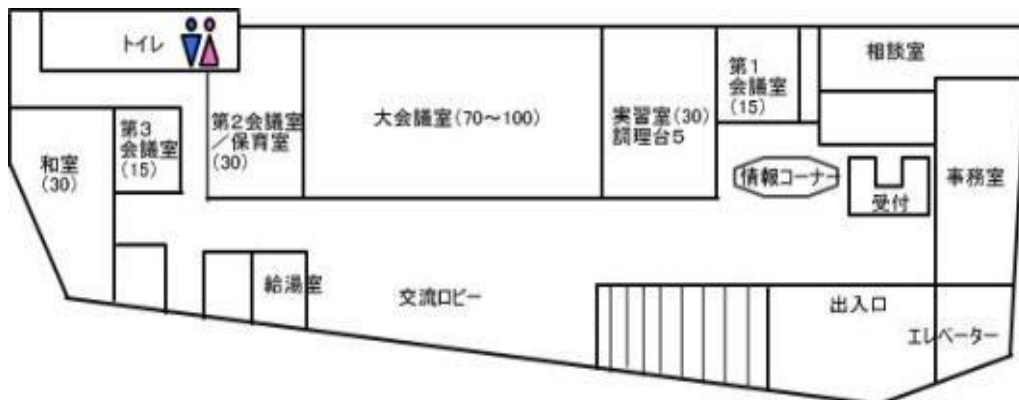
令和2年（2020年）には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、茅ヶ崎市総合計画（令和3年度～12年度）に係る実施計画の策定期間が2年間延期になったことから、次期プランの策定を延期し、「第2次ちがさき男女共同参画推進プラン」の計画期間を当面の間（令和4年度を目途）、延伸した。

2 施設の概要

- (1) 設置目的 男女共同参画社会の実現をめざし、市民に学習の機会及び活動の場を提供し、女性の社会参加の促進及び地位の向上に寄与するため。
- (2) 所在地 〒253-0044
茅ヶ崎市新栄町12-12 茅ヶ崎トラストビル4階
- (3) 床面積 887.25㎡
貸出面積 311.98㎡
- (4) 概要

会議室名	定員	面積	特徴
大会議室	100人	103.70㎡	講演会や会議に使用できます。軽度の体操は可能です。
第1会議室	15人	24.14㎡	小規模の会議に使用できます。
第2会議室	30人	48.25㎡	おもちゃや絵本があり、保育室としても使用できます。
第3会議室	15人	24.41㎡	小規模の会議に使用できます。
和室	30人	47.48㎡	会合のほか、少人数の体操も可能です。
実習室	30人	64.00㎡	調理実習ができます。調理台は5台あります。

(5) 配置図



(6) 開館日時

開 館 日	毎週月曜日から土曜日まで		
利用時間	午前	9時00分～12時30分	
	午後	12時30分～17時00分	
	夜間	17時00分～21時00分	
	(ただし、7月から9月まで夜間21時30分まで開館)		
休 館 日	日曜日、年末年始（12月28日から1月3日まで）		

3 施設管理事業

男女共同参画推進センターでは、皆様に安心して利用していただけるよう施設を管理し、その他各種サービスを実施している。

(1) 建物管理業務

警備、消防用設備保守点検、昇降機保守点検、空調換気扇点検、電気設備保守点検、自動ドア保守点検、冷温水機・空調設備保守点検、加圧ポンプユニット保守点検をビル管理会社と共に実施している。

(2) 各種サービス

No.	項 目	内 容
1	電子複写機	1面につき10円
2	印刷機	用紙持参(製版1回につき500枚まで100円)
3	テレビ、ビデオ	無料
4	CDラジカセ	無料
5	図書	無料、閲覧及び貸出し。貸出期間は14日間
6	ビデオテープ	無料、貸出し、貸出期間は14日間
7	掲示板	無料、団体のポスターやチラシの掲示
8	コインロッカー	無料、コイン式ロッカー
9	給湯設備及び備品	無料、急須及び湯飲みの使用可能



男女共同参画推進センターいこりあ 図書コーナー

(3) 施設の利用状況

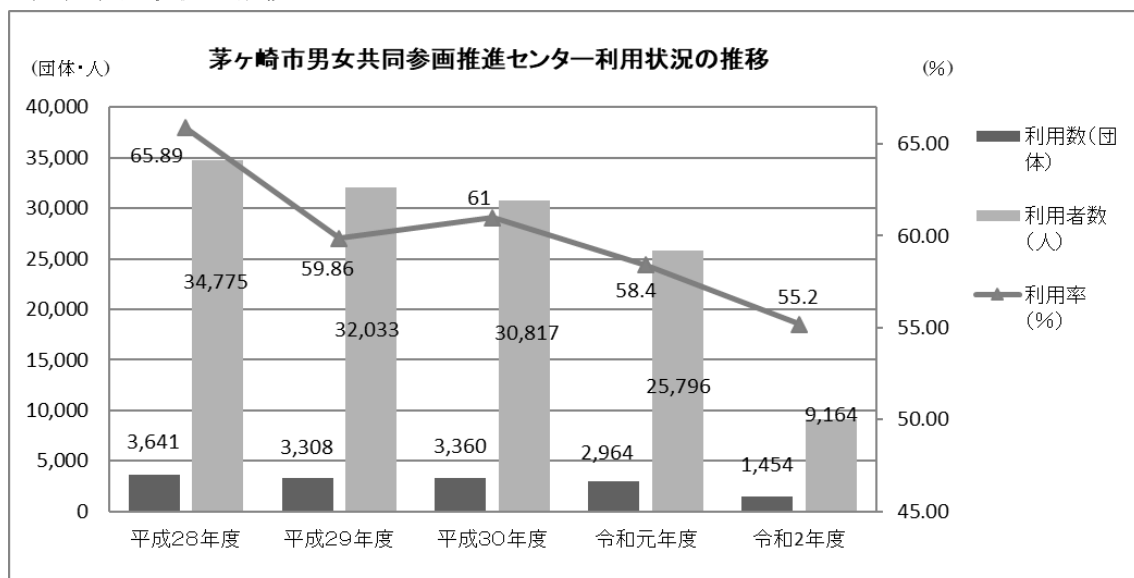
場 所	区分	団体	男性	女性	合計	*利用率
大会議室	午前	171	274	1,021	1,295	73.7%
	午後	181	341	787	1,128	78.0%
	夜間	129	241	469	710	55.6%
第1会議室	午前	102	80	460	540	44.0%
	午後	131	62	556	618	56.5%
	夜間	115	358	285	643	49.6%
第2会議室	午前	106	21	677	698	45.7%
	午後	122	55	536	591	52.6%
	夜間	22	31	101	132	9.5%
第3会議室	午前	0	0	0	0	0.0%
	午後	2	0	4	4	0.9%
	夜間	0	0	0	0	0.0%
和室	午前	172	69	1,311	1,380	74.1%
	午後	146	56	872	928	62.9%
	夜間	55	296	201	497	23.7%
実習室	午前	0	0	0	0	0.0%
	午後	0	0	0	0	0.0%
	夜間	0	0	0	0	0.0%
合計		団体 1,454	人 1,884	人 7,280	人 9,164	55.2%

(期間：令和2年4月1日～令和3年3月31日)

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため令和2年4月4日～6月30日は休館

*利用率＝利用団体数÷開館日数（令和2年度232日）

(4) 利用状況の推移



(5) 会議室を利用できる方

- ①男女共同参画社会の形成に関する事業を行う者
- ②生涯学習に関する事業を行う団体が市長が適当であると認めるもの
- ③その他市長が適当であると認める者

(6) 利用者の登録について

施設を利用するには、事前に「一般利用団体」としての申請が必要。
登録番号をお持ちでない方は、男女共同参画推進センターへご来館のうえ、「利用登録申込書」を記入し、申請を行う。

- ①センターで「利用登録申込書」を提出する。
- ②団体ごとに「登録番号」が付与される。
- ③茅ヶ崎市公共予約システムで「登録番号」を使用し、施設の予約をする。

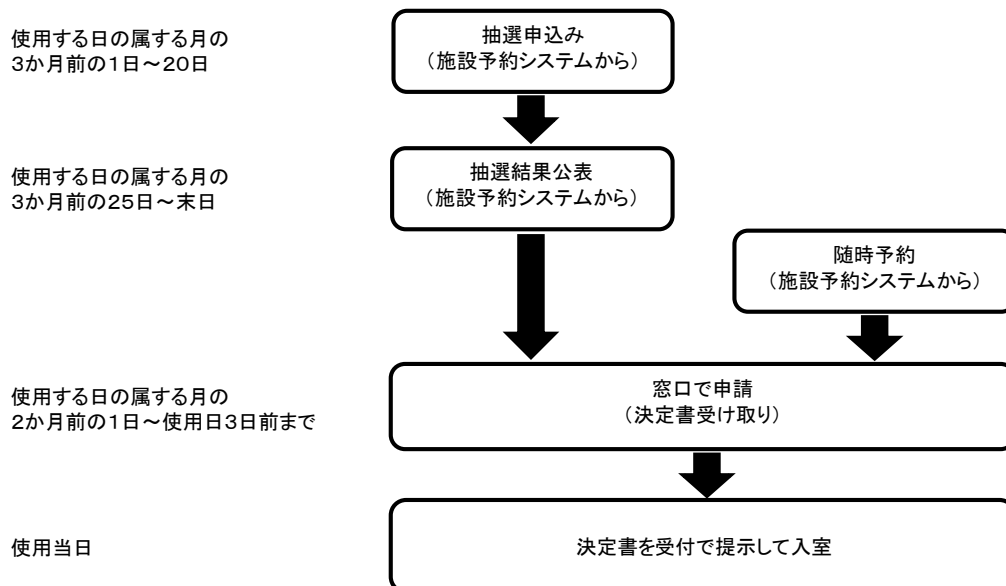
(7) 利用申請手続き

登録番号が付与されたら、茅ヶ崎市公共施設予約システムで施設の抽選の申込みや空き状況の確認、申込手続きをする。

例：9月1日に使用したい場合

- ① 6月1日～20日（抽選申込み） ② 6月25日抽選結果公表
- ③（当選したら）7月1日～8月29日までに窓口で利用申請する。

会議室利用の流れ



※茅ヶ崎市公共施設予約システムは、公共端末（市内39か所）・インターネット・携帯電話で利用できる。

(8) 新型コロナウイルス感染症対策

- ・各会議室等及び交流ロビーについて、定員を削減した。また、第3会議室、実習室は利用制限を行った（令和2年4月4日以降、同年度末まで継続）。
- ・施設の閉館時間については、夜間の外出自粛の要請などに合わせ、20時までとするなどの対応を行った。

会議室名	定員	利用人数の上限
大会議室	100人	50人
第1会議室	15人	8人
第2会議室	30人	15人
第3会議室	15人	5人
和室	30人	15人
実習室	30人	利用休止
交流ロビー	20席	10席

4 令和2年度実施事業

男女共同参画推進センターを活動拠点として、第2次ちがさき男女共同参画推進プランの目標に基づいて、女性問題の解決や女性があらゆる面で力をつけること（エンパワーメント）への支援、啓発講座や研修会を実施している。

(1) 第2次ちがさき男女共同参画推進プラン 基本目標と目標

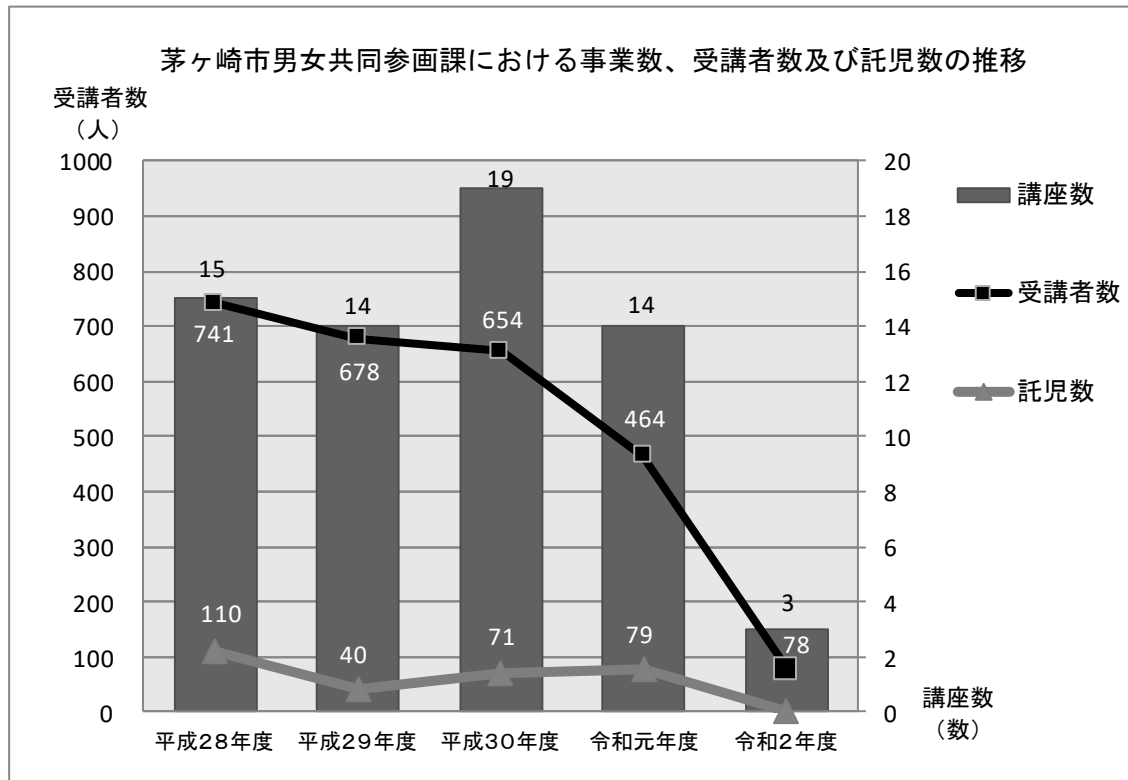
目標 NO.	内 容
基本目標 1	男女共同参画の意識啓発の推進
目標 1	男女共同参画についての理解を促進する
目標 2	平和の尊さを啓発する事業と国際連携および協力を推進する
目標 3	人権尊重に対する理解を促進する
基本目標 2	仕事と生活の両立ができる環境整備の促進
目標 4	働きやすい環境をつくる
目標 5	子育て、介護がしやすい環境をつくる
目標 6	男性の家庭生活や地域生活への参画を進める
基本目標 3	配偶者等に対する暴力の根絶 【茅ヶ崎市DV対策基本計画】
目標 7	暴力根絶のための意識啓発を推進する
目標 8	暴力に関する相談体制の充実を図る
目標 9	暴力の被害者の保護・支援体制を確立する
基本目標 4	生涯を通じた健康づくりと福祉の充実
目標 10	女性の生涯にわたる健康を支援する
目標 11	様々な困難を抱える人々が安心して暮らせる環境を整備する
基本目標 5	男女が共に参画するまちづくりの推進
目標 12	政策・方針決定過程の場に女性の参画を増やす
目標 13	地域における男女共同参画を推進する

（２）託児サポーター事業

男女共同参画推進センターでは、子育て中の人が市主催の講座や会議等に参加できるよう、託児を実施している。託児スタッフは毎年３月に市内在住の方を対象に登録してもらい、対象の事業へボランティアとして派遣している（資格不問）。

令和２年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となった。

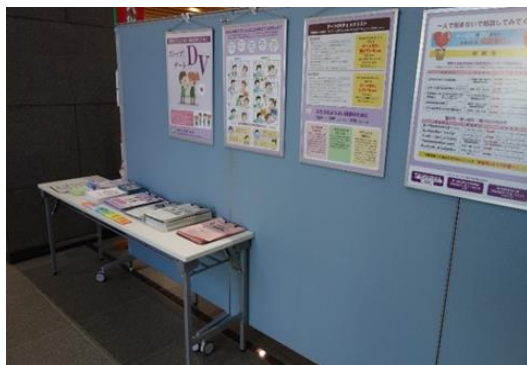
（３）男女共同参画課における事業数、受講者数及び託児数の推移



(4) 事業内容 (女性に対する暴力をなくす運動)

内閣府などが主唱する「女性に対する暴力をなくす運動」(毎年11月12日から11月25日(女性に対する暴力撤廃国際日)までの2週間)の趣旨を踏まえ、DV予防に関する展示を行った。また、DV予防等の事業を行っている男女共同参画推進センターの存在の認知度を向上させるため、紹介を行うとともに、さらに男女共同参画についての理解を深めるため、男女共同参画推進に寄与する活動を行っている登録団体の展示を行った。

展示名	「いこりあ出張展示会」
プラン	基本目標 男女共同参画の意識啓発の推進 目標1 男女共同参画についての理解を促進する 目標3 人権尊重に対する理解を促進する 基本目標 配偶者等に対する暴力の根絶 目標1 暴力根絶のための意識啓発を推進する
日 時	11月9日(月)～11月14日(土)
場 所	茅ヶ崎市役所本庁舎1階 市民ふれあいプラザ
登録団体	国際ソロプチミスト茅ヶ崎、茅ヶ崎市食生活改善推進団体、茅ヶ崎市母子寡婦福祉会、マザーアース茅ヶ崎、ミクシテ「ちがさき男女平等参画プラン」を推進する会



(5) 事業内容 (男女共同参画推進事業)

講座名	大学生向けデートDV予防ワークショップ				
プラン	基本目標 配偶者等に対する暴力の根絶 目標7 暴力根絶のための意識啓発を推進する				
日 時	1月18日(月) 16時40分～18時10分				
場 所	オンライン開催(ZOOM)				
講 師	阿部 真紀さん(認定NPO法人エンパワメントかながわ)ほか3人				
対 象	文教大学国際学部(3・4年生)				
定 員	50人				
内 容	デートDVとは何か、予防のためにできることはどんなことか、デートDVを発見した際の対応方法について考えるワークショップを行う。				
受講者	23人	男 性		託 児	

一人で悩まないで相談してみてください

デートDVやDVかな?
と思ったら、相談窓口へ

相談は無料、
秘密は
厳守します

相 談 先

神奈川県配偶者暴力相談支援センターの相談窓口

予約制になりますので、必ずお電話でご相談ください。相談員の方がお話しして生活するための相談を受けています。

相 談 窓 口	QRコード・電話番号	受付時間
かながわDV相談LINE		(※不特定) 16:00～21:00 (※日・夜間緊急相談可)
女性のための相談窓口	0466-26-5550 相談時間: 予約	月～金曜 9:00～21:00 土・日曜 9:00～17:00 (夜間緊急相談可)
女性への暴力相談「週末ホットライン」	045-451-0740	土・日曜 17:00～21:00 (夜間緊急相談可) 祝 日 9:00～21:00
多言語による 相談窓口 ※英語・中国語・韓国語・ベトナム語・ インドネシア語・タイ語・英語	090-8002-2949 相談時間: 予約	(月～土曜) 10:00～17:00 (夜間緊急相談可)
男性被害者相談窓口	0570-033-103 相談時間: 予約	(月～金曜) 9:00～21:00 (※日・夜間緊急相談可)
DVに悩む男性のための相談窓口	0570-783-744	(月～土曜) 15:00～21:00 (※日・夜間緊急相談可)

藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町の相談先

相 談 窓 口	電 話 番 号	受付時間
藤沢市地域包括ケアシステム推進室 「福祉総合相談支援センター」	0466-50-3523	(月～金曜) 8:30～17:00 (※日・夜間緊急相談可)
藤沢市生活支援課「女性相談」	0466-50-3572	(月～金曜) 8:30～12:00 13:00～17:00 (※日・夜間緊急相談可)
茅ヶ崎市「女性のための相談室」	0467-84-4772 相談時間: 予約	電話 (月～金曜) 10:00～16:00 訪問 (月～金曜) 8:30～17:00 (※日・夜間緊急相談可)
平塚保健福祉事務所茅ヶ崎支所	0467-85-1173	(月～金曜) 8:30～17:15 (※日・夜間緊急相談可)
寒川町民窓口課 町民相談担当	0467-74-1111 (内線 254)	(月～金曜) 8:30～17:00 (※日・夜間緊急相談可)

各警察署でも相談を受け付けています **緊急時には110番へ!**

交際相手とより良い関係を築くために

ストップ! デートDV

デートDV (ドメスティック・バイオレンス) とは、交際の
の恋人同士の間で起こる暴力のことです。
恋愛関係になったとたんに関係の態度が急に変化して、
命令したり、監視したり、暴力をふるったり…。
デートDVについて知り、加害者にも被害者にもならない、
お互いを大切にできる関係を作りましょう。

藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町

発行 湘南広域都市行政協議会(2市1町入会・男女共同参画推進委員会)

この事業は、国・県・市町村共同「サマー・プロジェクト」の取組の一環として行っています。

令和2年9月発行

講座名	2市1町（藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町）広域連携事業 男女共同参画特別講演会 パパ' S絵本プロジェクト 絵本ライブ「読んで！歌って！楽しい読み聞かせ」				
プラン	基本目標 仕事と生活の両立ができる環境整備の促進 目標5 子育て、介護がしやすい環境をつくる 目標6 男性の家庭生活や地域生活への参画を進める				
日時	2月21日（日） 10時30分～12時30分				
場所	オンライン配信（YouTube）				
講師	安藤 哲也さん（（株）バックボーン・フューチャー代表） 西村 直人さん、田中 尚人さん（パパ' S絵本プロジェクト）				
定員	100人（申込制・先着）				
内容	子どもとの遊び方を中心に、男性が主体的に子育てを楽しみ、家庭や地域でイキイキ活躍するための極意を学ぶ。				
受講者	46人	男性	23人	子ども	23人

2市1町（藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町）広域連携事業 男女共同参画特別講演会

パパ's 絵本ライブ&トーク

無料
※遠隔参加には別途での
参加となります。

男性の積極的な育児参加が求められる現代社会において、子どもとの遊び方や遊び方を理解し、男性が主体的に育児を行うことを実践する先輩パパ' sたちから、育児のコツを学んでみませんか。

これを機に、職場や夫婦間のコミュニケーション能力も上げていきましょう！！

パパ' sが楽しい育児って？

日時 2021年 2月21日（日） 10:30 配信開始
対象 父親とその小学生以下の子
定員 100組
申込 2月1日（月）9時から2月18日（木）17時まで（申込はこちらからお願い）
茅ヶ崎市ホームページ電子申請システムから
①氏名（ふりがな）②電話番号③メールアドレス④住所（市町まで）
⑤お子さんの年齢を入力してお申込みください。
（※申込みいただいたメールアドレスへ動画視聴のためのURLを送信します。）

申込者限定 YouTubeで生ライブ&トーク配信
※YouTubeの字幕機能による字幕付き配信

問い合わせはお住まいの市・町へ

藤沢市 人権男女共同平等推進課 （市民生活課2階） TEL:0466-50-3501	茅ヶ崎市 男女共同参画推進課 （茅ヶ崎市役所2階） TEL:0467-57-1414	寒川町 協働文化推進課 （寒川町役所1階） TEL:0467-74-1111 （内線274）
--	--	---

講師プロフィール



安藤 哲也（あんどう てつや）さん
1962年生まれ。出版社、『企業等、9割の転職を経て、2006年に父親支援のNPOファザーリング・ジャパンを設立。『笑っている父親を増やしたい』と講演や企業向け『わきま』。絵本読み聞かせなどで全国を歩く。現在は男性育児推進事業の『イクボス』で企業や自治体での研修も多い。厚生労働省「イクメンプロジェクト推進チーム」顧問、つばき子育て応援団 共同代表等も務める。
著書に『パパの格闘-仕事も育児も楽しむ生き方』（NHK出版）、『できるリーダーはなぜメールが短いのか』（青春出版社）など多数、3児の父親。



西村 直人（にしむら なおと）さん
1964年生まれ。NPOえほんうた・あそびうた代表、音楽療法士、3児の父親。キーボーティスト・作曲家として数々のアーティストをサポート。子育て中だったえほん（グラマラス）にて、妻とかなやまみずみかみずよ等の詩に作曲し、自身の歌の活動開始。2004年『パパ's絵本プロジェクト』に参加。2010年NPOえほんうた・あそびうたを立ち上げ、全国各地で音楽、絵本、身体遊びを融合したライブや保育園研修を行う。



田中 尚人（たなか なおと）さん
1962年生まれ。絵本出版社グラマラス代表の傍ら、2003年より『パパ's絵本プロジェクト』設立メンバーとして仲間たちと共に、全国でライブを開催。翻訳した『うたのえほん』（岩波書店）、『おしゃべり絵本』（中央公論新社）『絵本であそび』（小学館）、『おしゃべり絵本』（小学館）などがある。

主催 湘南広域都市行政協議会
共催 2市1町人権・男女共同参画推進連携会議（藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町）
協賛 公益財団法人茅ヶ崎市町民協同会

※この事業は市町村まぐじ「サマージンボまぐじ」の収益金が充てられています。

講座名	コロナ禍での家族計画を考える			
プラン	基本目標 生涯を通じた健康づくりと福祉の充実 目標10 女性の生涯にわたる健康を支援する			
日時	3月16日(火) 14時～15時30分			
場所	オンライン開催(ZOOM)			
講師	河合 蘭さん(出産ジャーナリスト)			
対象	女性			
定員	40人(申込制・先着)			
内容	高齢出産ゆえの出産へのリスクを踏まえた上で、どのタイミングで妊娠・出産するか、病院や情報はどのように選んでいったらいいか、日本における不妊治療の実情などの講義後、ディスカッション形式で参加者の悩みや出産計画を考える。			
受講者	9人	男性		託児

Zoom 講座
オンライン

教えて！蘭さん

妊娠・出産はわからないことがいっぱい

コロナ禍での家族計画を考える

妊娠率が病院選びで変わる！？
出生前診断は必要？
高齢出産のリスクって？
これって不妊なのかな？
2人目、3人目はどうしよう？

日時 令和3年3月16日(火)
🍌 第1部 14:00～14:45 講演 🍌 第2部 14:45～15:30 ディスカッション

講師 河合蘭さん(出産ジャーナリスト/写真家)
定員 40名
対象 妊娠中の方、妊娠を考えている方とその家族、妊婦さんに関わる仕事をしている方 ※ 男性のみ・カップル参加も可
申込 3月1日(月)から12日(金)までに
市ホームページの電子申請システムにて申し込み

3月9日(火)まで聞きたいことや期待すること、質問をお受けします。
ただし、医療従事者が対応するべき医学的治療に対する質問にはお答えできません。

※ ご連絡いただいた方から個人情報は漏れに取扱い、今回の講座以外には使用いたしません。


講師プロフィール 河合蘭(かわいらん)さん
出産、不妊治療、新生児医療の現場を取材してきた日本でただ一人の出産専門ジャーナリスト。1959年東京生まれ。カメランとして活動したのち、1986年より執筆活動始める。国立大学法人東京医科歯科大学、日本赤十字社助産師学校卒業。講演、執筆も多数。著書に『母子老いの真実』(文春新書)、『未妊「産む」と決められない』(NHK出版)、『助産師と産む・病院でも、助産院でも、自宅でも』(岩波書店)、『安全なお産、安心なお産「つながり」で導く、迷えない産後』(岩波書店)など。『出生前診断』(朝日新聞社)で科学ジャーナリスト賞受賞。厚生労働省「NEPPT等の出生前検査に関する専門委員会」構成委員。
公式サイト <http://www.kawairan.com/>

お問い合わせ
茅ヶ崎市文化生涯学習部男女共同参画課 ☎ 0467-57-1414 FAX 0467-57-1666

(6) 令和2年度情報コーナーに新たに加わった図書リスト

NO	図書名	著者名	出版社
1	一般論はもういいので、私の老後のお金「答え」をください！	井戸美枝	日系B P
2	人生がときめく片づけの魔法	近藤麻理恵	サンマーク出版
3	人生がときめく片づけの魔法 2	近藤麻理恵	サンマーク出版
4	新・ワーママ入門	堀江敦子	ディスカヴァー・トゥエンティワン
5	男女共同参画白書 令和2年度版	内閣府	内閣府
6	母がはじまった	むびー	PHP 研究所
7	フランス人は10着しか服を持たない〜パリで学んだ”暮らしの質”を高める秘訣〜	ジェニファー・L・スコット/神崎朗子 訳	大和書房
8	前田さん、主婦の私もフリーランスになれますか？	前田めぐる	日本経済新聞出版社

(タイトル50音順)

(7) 情報紙の発行

情報紙「いこりあ通信」は、男女共同参画に関わる施策や啓発事業に関する情報をわかりやすく市民に提供するため、年1〜2回発行している。

・配布場所 市役所、男女共同参画推進センター、その他公共施設

巻 数	内 容
第15号 (令和2年9月発行)	「SDG s (持続可能な開発目標) って何?」、特集「自分らしく働くために」、女性のための相談室・法律相談



5 相談事業

(1) 設置目的

家庭で、地域で、職場で様々な悩みを抱える女性の自立支援を目的として、「女性のための相談室」を男女共同参画推進センターに設置するものである。

(2) 相談内容

夫婦・家族・交際相手等の人間関係や生活上の悩み相談を実施している。(相談は無料、秘密は厳守)

- ① 電話相談・・・一般相談（相談者：女性相談員）
毎週月曜日～金曜日
10時00分～16時00分
- ② 面談相談（予約制）・・・一般相談（相談者：女性相談員）
毎週月曜日、水曜日及び、金曜日、並びに第4週の火曜日
（令和3年度からは毎週月曜日～金曜日）
10時00分～16時00分
- ③ 法律相談（予約制）・・・専門相談（相談者：女性弁護士）
毎月第2火曜日及び第4火曜日
13時00分～16時00分

※祝日・年末年始は休み

電話 0467-84-4772（直通）

場所 男女共同参画推進センター（日曜日、年末年始は休館）



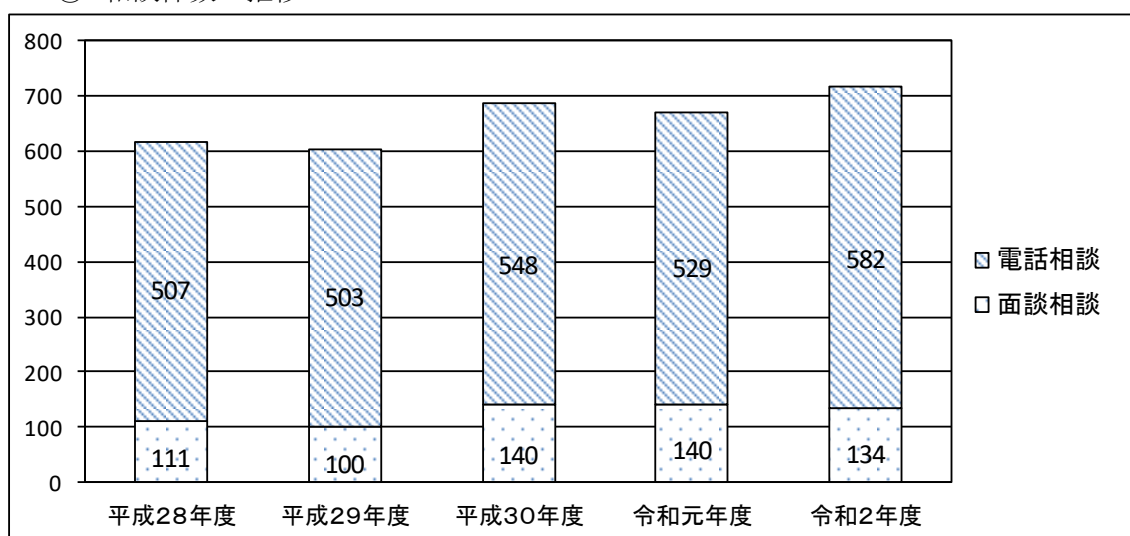
(3) 相談実績

令和2年度は、一般相談として電話相談が582件、面談相談が134件、合計で716件の相談があった。また、専門相談として61件の法律相談があった。

① 内容別相談件数

内 容	電話相談	面談相談	合 計
暴力	89	102	191
夫婦	155	25	180
家族・親族	115	3	118
対人関係	145	2	147
生活困窮等	14	0	14
求職	1	0	1
医療	59	1	60
その他	4	1	5
総合計	582	134	716

② 相談件数の推移



6 茅ヶ崎市男女共同参画推進センター登録団体（令和3年7月現在）

茅ヶ崎市男女共同参画推進センター登録団体は、女性の社会参加の促進または地位の向上を目的として活動する団体として市と共催事業や研修会などを実施している。

（1）国際ソロプチミスト茅ヶ崎

～ソロプチミスト とは～

“soror ソロ（姉妹）” “optima オプティマ（最善）” という二つのラテン語から採って作られた「女性のために最良」という意味です。国際ソロプチミストは4つの連盟（アメリカ、ヨーロッパ、グレートブリテン&アイルランド、サウス・ウエストパシフィック）から成る連合体で、123ヶ国、約3,100のクラブ、約9万人の会員を擁しています。国際ソロプチミストは管理職、専門職に就いている女性の世界的組織であり、「理解促進、提唱活動」を通して女性のグローバルボイスである。

〈活動目的〉

国際親善と理解および友情を通じて、女性の地位向上・高い倫理基準・万人の人権・平等・開発・平和を求め努力する。

〈活動内容〉

・周年記念事業

認証時：茅ヶ崎中央公園「ベンチ8脚」、5周年：ペルー「井戸掘り資金と緊急医療費」、10周年：茅ヶ崎市「デイクアーバス2台」、15周年：茅ヶ崎市「植樹ホルトノキ」、20周年：茅ヶ崎市図書館「太陽電池・電波時計」と茅ヶ崎市公園野球場「ハイブリット街路灯2基」、30周年：茅ヶ崎市市民ふれあいプラザ前庭「ソーラー式三面モニュメント時計」とハマミーナ「壁掛け時計」

・寄付

国際ソロプチミストアメリカ連盟、国際ソロプチミスト日本東リジョン、湘南つつみ苑（ジャンプの家）、小出川に親しむ会、ソロプチミスト日本財団、障害者地域作業所 工房「朱」、茅ヶ崎市緑のまちづくり基金、茅ヶ崎障害者センター「湘南鬼瓦」、茅ヶ崎市社会福祉協議会、社会福祉法人「翔の会」、茅ヶ崎市文化振興基金茅ヶ崎市美術館、茅ヶ崎市図書館、日本語で心をつなぐ会、茅ヶ崎交響楽団、文教大学 文教ボランティアズ、アレセイア湘南高等学校、茅ヶ崎国際交流協会、かながわ都市緑化茅ヶ崎フェア ほか

〈活動日〉 毎月第3木曜日（13：30～15：30）

〈活動場所〉 市民ギャラリー ネスパ

〈ホームページ〉 <http://www.si-chigasaki.jp/>

〈設立〉 1986年5月21日（日本では198番目）

〈会員数〉 16人

〈連絡先〉 soroptimist.chigasaki@gmail.com



国際ソロプチミスト
ロゴマーク

（２）茅ヶ崎市食生活改善推進団体

〈活動目的〉

固定的性別役割分業を意識せず、公衆衛生の向上と食生活の改善を通じて男女の健康維持を支援する傍ら地域貢献活動として、男性の料理教室などに講師を派遣し、男性の地域参加を進めると共に女性の社会参加を促進する。食を通じた健康づくり活動を推進している。

〈活動内容〉

- ・茅ヶ崎市関係課の主催する料理教室や栄養教室への講師の派遣
- ・男性料理教室への講師派遣などによる食生活改善
- ・普及活動並びに健康維持を支援する事業の開催
- ・会員資質向上を目指して各種研修会の開催

〈活動日〉 毎月第４水曜日午前

〈活動場所〉 茅ヶ崎市男女共同参画推進センターいこりあ、各地域公民館

〈ホームページ〉 なし

〈設 立〉 １９７１年４月

〈正会員〉 ７６人

〈会 費〉 ３０００円／年

※会費３０００円の内訳（茅ヶ崎市食改５００円・茅波会２５００円）

〈会員募集〉 市の主催する「ちがさき健康づくり講座」を受け（一年間）終了した方が入会できます。

〈入会金〉 なし

〈会則等〉 あり

〈代表者〉 渡辺 馨（わたなべ かおる）

〈連絡先〉 渡辺 馨（わたなべ かおる）

電 話 ０４６７－８１－４４２５



(3) 茅ヶ崎市母子寡婦福祉会

〈活動目的〉

市内に居住する母子及び父子・寡婦の精神安定を図り、自立促進に努め、福祉向上に資する。

〈活動内容〉

- ・生活に関する相談指導
- ・会員相互の研修及び親睦を図るための会合、行事等
- ・母子家庭及び寡婦家庭に関する調査研究
- ・関係機関及び他の母子団体との連絡提携
- ・福祉会の運営資金を調達するための事業
- ・緊急母子貸付金に関する相談指導
- ・その他福祉会の目的達成に必要な事業

〈活動日〉 不定期に事業展開

〈活動場所〉 茅ヶ崎市男女共同参画推進センターいこりあ、茅ヶ崎市内など

〈ホームページ〉 なし

〈設 立〉 1978年4月

〈正会員〉 33人

〈会 費〉 800円／年

〈その他費用〉 その時々に応じる

〈会費募集〉 随時

〈入会金〉 なし

〈会則等〉 あり

〈代表者〉 日下 春美（くさか はるみ）

〈連絡先〉 日下 春美（くさか はるみ）

電 話 0 4 6 7 - 5 2 - 5 2 8 1

FAX 0 4 6 7 - 5 2 - 5 2 8 1

ひとり親家庭の皆さんへ…
仲間づくりに
参加しませんか



茅ヶ崎市母子寡婦福祉会

（４）マザーアース茅ヶ崎

〈活動目的〉

全ての女性たちがもつ特性や個性を活かす場として、互いの人権と人格を尊び温かく
おおらかな人間関係のなかで社会参画をする集いとする。

カテゴリー別に問題を掘り下げ、男女問わず参加者全ての協力の下、問題の改善に力
を尽くす事とする。

〈活動内容〉

- ・ 防災分野における男女平等参画に関する学習（調査・研究）会の開催
- ・ 市民を対象に「ちがさき男女共同参画推進プラン」の目的に沿った男女平等参画推進
のためのイベントなどを企画開催
- ・ 「組織のあり方」を考える学習会、シンポジウムの開催

〈活動日〉月に１度の定例会 他イベント企画時は多数日

〈活動場所〉茅ヶ崎市男女共同参画推進センターいこりあ

〈ホームページ〉<https://mother-earth-chigasaki.net/>

〈設 立〉２０１８年８月８日

〈会員数〉入退会という形式は取らず、参加型とする

〈入会金〉なし

〈会則等〉あり

〈代表者〉山田 秀砂（やまだ ひさ）

〈連絡先〉山田 秀砂（やまだ ひさ）

電 話 ０９０－３２３６－６２８５

E-mail mother_earth@aroma.ocn.ne.jp



(5) ミクシテ 「ちがさき男女平等参画プラン」を推進する会

〈活動目的〉

学習と活動を通して、「ちがさき男女共同参画推進プラン」を推進し、多様性を認め合う男女平等のまちづくりをすすめる。

〈活動内容〉

- ・男女平等参画に関する学習（調査・研究）会の開催
- ・市民を対象に「ちがさき男女共同参画推進プラン」の目的に沿った男女平等参画推進のための講座などを企画開催
（6月の男女共同参画週間に合わせて講座を実施するなど含む）
- ・当事者の目線で、女性（男性）の人権に結びついた情報の発信（情報誌の発行）

〈活動日〉毎月1回木曜日夜 他に不定期

〈活動場所〉茅ヶ崎市男女共同参画推進センターいこりあ

〈ホームページ〉なし

〈設立〉2004年12月

〈会員数〉11人

〈会費〉正会員2000円/年、賛助会員1000円/年

〈会費募集〉随時

〈入会金〉なし

〈会則等〉あり

〈代表者〉松本 順子（まつもと じゅんこ）

〈連絡先〉松本 順子（まつもと じゅんこ）

電話 0467-83-8493

FAX 0467-83-8493

E-mail tjyymatsu03@gmail.com



7 茅ヶ崎市男女共同参画推進センター条例（抜粋）

平成9年12月25日

条例第24号

（趣旨）

第1条 この条例は、茅ヶ崎市男女共同参画推進センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置、名称及び位置）

第2条 男女共同参画社会の実現を目指し、市民に学習の機会及び活動の場を提供し、もって男女平等社会の更なる成熟に寄与するため茅ヶ崎市男女共同参画推進センター（以下「センター」という。）を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
茅ヶ崎市男女共同参画推進センター	茅ヶ崎市新栄町12番12号

（休館日等）

第3条 センターの休館日及び開館時間は、規則で定める。

（使用することができる者）

第4条 センターを使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 男女共同参画社会の形成に関する事業を行う者
- (2) 生涯学習に関する事業を行う団体で市長が適当であると認めるもの
- (3) その他市長が適当であると認める者

（登録）

第5条 前条第1号に規定する者が団体である場合において、当該団体が次の各号に掲げる要件のいずれをも具備するときは、登録を受けることができる。

- (1) 男女共同参画社会の形成を目的とする団体で一定の事業計画をもって活動していること。
- (2) 5人以上の者から構成される団体でその構成員の10分の7以上の者が市内に住所を有し、又は市内の事務所若しくは事業所に勤務し、若しくは市内の学校に在学していること。
- (3) 営利を目的としない団体であること。
- (4) 規約その他これに準ずるものを定めていること。

2 前項第4号の規約その他これに準ずるものには、次に掲げる事項が定められていなければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 事務所の所在地
- (4) 構成員の資格に関する事項
- (5) 代表者に関する事項
- (6) 会議に関する事項

（登録の取消し）

第6条 市長は、前条第1項の規定により登録を受けた団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができる。

- (1) 前条第1項各号に掲げる要件を具備しなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により登録を受けたとき。
- (3) その他市長が引き続き登録をすることが適当でないと認めたとき。

(使用の承認等)

第7条 センターを使用しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により使用の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の承認をしないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 集团的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (3) センターの施設及び附属設備（以下「施設等」という。）を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認められるとき。

3 市長は、第1項に規定する承認をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

第8条 市長は、センターの使用が、同一の者が同一の内容で7日以上連続して使用するもの又は例日を定めて使用するものであると認めるときは、使用を承認しないことができる。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

2 前項に規定する連続して使用することができる期間には、休館日を含まないものとする。

(使用の内容の変更等)

第9条 第7条第1項の規定によりセンターの使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長の承認を受けなければならない。

- (1) センターの使用の承認を受けた内容の変更をしようとするとき。
- (2) センターの使用の承認を受けた使用時間の繰上げ（規則で定める受付期間の終期までに承認を受けて使用時間（別表に定める午後、夜間及び昼夜の使用区分に係るものに限る。）の前に使用することをいう。以下同じ。）又は延長（規則で定める受付期間の終期までに承認を受けて使用時間（別表に定める午前、午後及び昼間の使用区分に係るものに限る。）の後に使用することをいう。以下同じ。）をしようとするとき。

(使用の承認の取消し等)

第10条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用を中止させることができる。

- (1) 第7条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 第7条第3項に規定する使用の承認の条件に違反したとき。
- (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正の行為により使用の承認を受けたとき。
- (5) 災害その他やむを得ない理由により市において緊急の必要が生じたとき。

(使用料)

第11条 使用者(第4条第3号に規定する者に限る。)は、別表に定める額の使用料を使用の承認を受けた際に納付しなければならない。

2 前項の規定は、第9条の規定によりセンターの使用の承認を受けた内容の変更又は使用時間の繰上げ若しくは延長の承認に係る使用料の納付について準用する。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、使用者が国、地方公共団体又は市長が特別の理由があると認める団体の場合においては、別に納期限を指定することができる。

(使用料の減免)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料の全部又は一部を免除することができるものとし、その額は、当該各号に定める額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数の額を10円に切り上げた額)とする。

(1) 国、県又は市が主催し、又は共催する事業のために使用するとき。 使用料の額の全額

(2) 国、県又は市が後援し、又は協賛する事業のために使用するとき。 使用料の額の10分の5に相当する額

(3) 市行政と密接な関係を有し、かつ、地域における自治活動を行うことを目的とする団体又は地域づくりを目的とする団体(市長が適当であると認めるものに限る。)がその目的のために使用するとき。 使用料の額の全額

(4) 前号に掲げるもののほか、公共的団体(市長が適当であると認めるものに限る。)がその目的のために使用するとき。 使用料の額の10分の3に相当する額

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。 その都度市長が定める額

(使用料の不還付)

第13条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が災害その他特別の理由があると認める場合においては、規則で定めるところにより、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(目的以外の使用等の禁止)

第14条 使用者は、使用の承認を受けた目的以外の目的でセンターを使用し、又はその使用の権利を他に譲渡し、若しくは貸与してはならない。

(販売行為等の禁止)

第15条 使用者及び入館者は、センター内において、物品の販売、広告、宣伝、寄附の募集その他これらに類する行為をしてはならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(特別の設備等の制限)

第16条 使用者は、センターに特別の設備をしようとするとき又は備付けの器具以外の器具を使用しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第17条 使用者は、センターの使用を終了したとき又は第10条の規定により使用の承認を取り消され、若しくは使用を制限され、若しくは使用を中止されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。ただし、市長が原状に回復しないことを承認したとき

は、この限りでない。

(損害賠償)

第18条 使用者及び入館者は、センターの施設等を損傷し、又は滅失したときは、市長の指示に従い、原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(入館の制限等)

第19条 市長は、入館者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他の入館者に迷惑をかけ、又は迷惑をかけるおそれがあると認められるとき。
- (2) センターの施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認められるとき。

(管理上の立入り)

第20条 使用者は、関係職員がセンターの管理のためその使用に係る施設に立入りを要求したときは、拒むことができない。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成10年3月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、同年1月1日から施行する。

(茅ヶ崎市女性センター条例の廃止)

- 2 茅ヶ崎市女性センター条例（昭和57年茅ヶ崎市条例第22号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行前に旧条例による茅ヶ崎市女性センターの使用を承認された場合における使用料の還付及び施設又は器具等を破損し、又は滅失した場合における損害賠償又は原状回復については、なお従前の例による。

(使用の承認の手続の特例)

- 4 センターの使用の承認に関する手続については、この条例の施行の日前においても、この条例の例により行うことができる。

附 則（平成10年条例第4号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第42号）抄

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に第4条の規定による改正前の茅ヶ崎市女性センター条例の相当規定により使用の手続をしたものとみなす。

附 則（平成14年条例第21号）

- 1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の茅ヶ崎市女性センター条例別表の規定は、平成14年10月1日以後の使用に係る使用料について適用する。

附 則（平成１７年条例第２８号）

この条例は、平成１８年４月１日から施行する。

附 則（平成２４年条例第２６号）

- １ この条例は、平成２５年４月１日から施行する。
- ２ この条例の施行前に改正前の茅ヶ崎市女性センター条例の規定によりされた処分、手続その他の行為でこの条例の施行の際現に効力を有するものは、改正後の茅ヶ崎市男女共同参画推進センター条例の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成２６年条例第３０号）抄

（施行期日）

- １ この条例は、平成２６年１０月１日から施行する。
（茅ヶ崎市青少年会館等の使用料に係る経過措置）
- ４ 第３条、第５条、第９条、第１２条、第１８条及び第２３条に規定するそれぞれの条例の規定により設置された施設の使用の承認の申請が施行日前にされた場合における当該申請に対する承認に係る使用料については、第３条、第５条、第９条、第１２条、第１８条及び第２３条の規定による改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- ５ 第５条、第９条、第１２条及び第２３条に規定するそれぞれの条例の規定により設置された施設の使用料の免除の申請が施行日前にされた場合に免除する使用料については、第５条、第９条、第１２条及び第２３条の規定による改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和元年条例第３号）抄

（施行期日）

- １ この条例は、令和元年１０月１日から施行する。
（茅ヶ崎公園体験学習センター等の使用料に係る経過措置）
- ９ 第３条から第５条まで、第９条、第１２条から第１４条まで、第２０条及び第２６条に規定するそれぞれの条例の規定により設置された施設の使用の承認の申請が施行日前にされた場合における当該申請に対する承認に係る使用料については、第３条から第５条まで、第９条、第１２条から第１４条まで、第２０条及び第２６条の規定による改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表（第 11 条関係）

1 基本使用料

施設名	使用区分					
	午前	午後	夜間	昼間	昼夜	全日
	午前 9 時から 午後 0 時 30 分まで	午後 0 時 30 分から午後 5 時まで	午後 5 時から 午後 9 時まで	午前 9 時から 午後 5 時まで	午後 0 時 30 分から午後 9 時まで	午前 9 時から 午後 9 時まで
大会議室	円 2, 200	円 3, 030	円 (3, 770) 3, 350	円 5, 230	円 (6, 800) 6, 390	円 (9, 000) 8, 590
第 1 会議室	410	620	(830) 730	1, 040	(1, 460) 1, 360	(1, 880) 1, 780
第 2 会議室	940	1, 360	(1, 670) 1, 460	2, 300	(3, 030) 2, 820	(3, 980) 3, 770
第 3 会議室	410	620	(830) 730	1, 040	(1, 460) 1, 360	(1, 880) 1, 780
和室	1, 250	1, 670	(1, 990) 1, 780	2, 930	(3, 660) 3, 450	(4, 920) 4, 710
実習室	1, 360	1, 880	(2, 200) 1, 990	3, 240	(4, 080) 3, 870	(5, 440) 5, 230

備考 7 月から 9 月までにあつては、「午後 9 時」とあるのは「午後 9 時 30 分」とし、括弧内の額を適用する。

2 繰上使用料

使用時間の繰上げの承認を受けて使用する場合の当該繰上げに係る使用料は、1 時間（1 時間に満たないときは、1 時間とする。）につき、使用の承認を受けた使用区分（午後及び夜間にあつてはそれぞれの使用区分、昼夜にあつては午後の使用区分）に係る基本使用料の額の 10 分の 3 に相当する額（その額に 10 円未満の端数があるときは、その端数の額を切り捨てた額）とする。

3 延長使用料

使用時間の延長の承認を受けて使用する場合の当該延長に係る使用料は、1 時間（1 時間に満たないときは、1 時間とする。）につき、使用の承認を受けた使用区分（午前及び午後にあつてはそれぞれの使用区分、昼間にあつては午後の使用区分）に係る基本使用料の額の 10 分の 3 に相当する額（その額に 10 円未満の端数があるときは、その端数の額を切り捨てた額）とする。

8 茅ヶ崎市男女共同参画推進センター 案内図



茅ヶ崎市男女共同参画推進センター いこりあ

茅ヶ崎市新栄町12-12 茅ヶ崎トラストビル4階

駐車場はございませんので、公共の交通機関を御利用ください。

なお、自転車でお越しの方は、地下の「新栄町第3自転車駐車場」を御利用ください。

ちがさ貴族
えぼし麻呂



令和2年度 茅ヶ崎市男女共同参画推進センター（いこりあ）事業概要

令和3（2021）年 8月発行

発行 茅ヶ崎市 文化生涯学習部 男女共同参画課

〒253-0044

神奈川県茅ヶ崎市新栄町12番12号

茅ヶ崎トラストビル4

茅ヶ崎市男女共同参画推進センター いこりあ内

電話 0467-57-1414

FAX 0467-57-1666

ホームページ <https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp>

二次元バーコード

